

次世代育成支援対策推進法に基づく 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日 までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にする

女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- 令和5年4月～ 男性も育児休業を取得できることを、役職会議や社内イントラにて周知を図る。また、育児休業中に対応する社会保障の説明を行う。
- 令和5年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制（代替要員の確保、マニュアル化、複数担当者制、多能工化など）の検討・構築

目標2：時間外労働を減らす取り組み（例：ノー残業デー実施など）を行い、法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 時間外労働を減らす取り組みについて計画及び実施する（例：ノー残業デーを実施など）
- 令和5年7月～ 実施結果のモニタリングを行い、問題点を整理する
- 令和5年10月～ 問題点に対する改善策の検討や時間外労働を減らす新たな取り組みについて検討する